

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
電気通信番号委員会（第1回）議事録

日時 平成20年11月20日（木）10:00～11:00
場所 中央合同庁舎第2号館 10階 1002会議室
参加者 電気通信番号委員会 酒井主査、相田委員、池田委員、一井委員、
河村委員、三友委員
総務省 武内電気通信事業部長、
田原電気通信技術システム課長、山田番号企画室長、
北神番号企画室課長補佐

【議事要旨】

1. 電気通信番号委員会の設置について

○ 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会における、電気通信番号委員会の設置及び構成員の決定について報告が行われた後、本委員会の主査代理について、酒井主査より相田委員が指名され、承認された。

2. 「電気通信番号規則の一部を改正する省令案」に寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）について

○ 電気通信番号規則の一部を改正する省令案について意見募集を行った結果の報告と、寄せられた意見に対する電気通信番号委員会の考え方（案）について、資料を基に議論が行われ、案のとおり承認された。

○ 平成20年11月25日に開催予定である電気通信事業部会において、酒井主査より本委員会の検討結果を報告することとなった。

3. その他

○ 携帯電話の番号ポータビリティの利用状況について、参考資料に基づき説明がなされた。

【主な発言等】

1. 電気通信番号委員会の設置について

酒井主査 議事の公開の取り扱いについては、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則に準じ、原則公開としたい。ただし、公開することにより、当事者または第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合、及びその他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合については、検討の上、適切に対処したい。

また、電気通信事業部会への報告については、主査または主査代理が出席し、報告することとして宜しいか。

各委員 了。

酒井主査 資料1-1のとおり、9月30日に開催された情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会において、電気通信番号委員会の設置が決定され、根岸電気通信部会長の指名により、資料1-2のとおり、本委員会の構成員が決定された。

また、委員会設置規定第2項第4号に基づき、本委員会の主査代理を決めさせていただきたい。主査代理については東京大学の相田先生にお願いしたい。

相田主査代理 了。

2. 「電気通信番号規則の一部を改正する省令案」に寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）について

酒井主査 9月30日に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問された「電気通信番号規則の一部を改正する省令案」について、同日から10月30日までの間に意見募集を行ったところであるが、その結果と、寄せられた意見に対する考え方（案）について検討していきたい。配布資料について事務局から説明されたい。

(山田番号企画室長から、資料1-3、参考資料1及び参考資料2に基づき、電気通信番号規則改正の概要、意見募集の結果及び寄せられた意見に対する考え方（案）を説明。)

<質疑応答については以下のとおり。>

酒井主査 IMSIは、利用者が直接ダイヤルするための番号である電話番号とは違い、事業者が活用し、利用者には見えない番号についての改正である。今回の改正により、次世代PHSやWiMAXにIMSIが割り振れるようになることが大切ということと考える。IMSIを割り振ることで世界でユニークな番号が端末に付与されるが、その番号の使い方についても規制されているのか。

山田番号企画室長 ITU-T勧告で一定の条件が記載されており、その枠組みの中で使用することになる。

酒井主査 WiMAX側からは意見が出ていないが、反対ということではなく、今のところ特に使う予定がないということか。

山田番号企画室長 端末やユーザーを識別する方法としてIMSI以外にもID/パスワード等を使用することも考えられる。それらを含めて検討しているようである。

相田主査代理 MNC（事業者識別コード）は日本では2桁ということだが、電気通信回線設備を持つ事業者（旧1種事業者）に割り当てるのだから、200で足りるということか。

山田番号企画室長 MVNOにもMNC（事業者識別コード）の割り当てが可能になる。仮に足りなくなれば、国識別コードの追加をITUに申請することもありうるし、MNCを3桁にし、対応することも考えられる。

酒井主査 仮にMNCを2桁から3桁にした場合、混乱が生じないか。

相田主査代理 ユニークに決まる番号なので、混乱はそれほど生じないかと思う。割り当てられていない番号を3桁化することも考えられる。

河村委員 今回の改正により、消費者にとって、生活の中でどのようなことができるようになるのか。

山田番号企画室長 次世代PHS等についても、海外に行っても、利用者側で特段の手続き・申込み等することなく、国際的なローミングができるようになる。

河村委員 国内のサービスに限定した場合はどうか。

相田主査代理 iモード等のサービスを受ける際の個人認証、ユーザー識別にIMSIが使われているケースはある。今後、多事業者間で同じフォーマットでの個人識別としてIMSIが活用される可能性はある。今回の改正が行われてすぐに活用されるというわけではないかもしれないが。

河村委員 固定電話の端末にもIMSIが使用できるようになると、事業者の工夫次第でいろいろなサービスがあるかと思うが、国内の固定電話サービスとして、現時点で考えられるようなものはあるか。

山田番号企画室長 特段、事業者から明示されているものはないが、固定電話と携帯電話の融合で、例えば、利用場所を変更してもそのまま電話が使える

ようになることなどが想定される。

池田委員 IMSIは「International Mobile Subscription Identity」の略称だが、今回のITU-T勧告の改訂では、移動体サービスに限定されず、公衆電気通信網において使用可能になったとのことだが、名称はこのままでよいのか。

三友委員 名称の連続性を考慮しているのでは。番号の名称と実際の運用にかい離が始まりつつあるのだろう。

山田番号企画室長 名称変更することで混乱が生じないように、ITU-T勧告でも引き続きIMSIの名称を使っている。

相田主査代理 固定電話は線につながっているため、交換機で利用者の識別ができたが、携帯電話の場合は、端末を識別できるものが必要ということでIMSIを規定した。IPの世界では、MACアドレスが世界で唯一性が保障された一種の番号体系となっている。BWAでは技術的にはMACアドレス、IMSIどちらも利用可能だが、FMCや国際ローミングを考えると、IMSIにメリットがあるということで、BWAサービスで使用できるように今回改正を行うということかと思う。

酒井主査 IMSIが利用されるようになることで、消費者に悪影響が出ることは考えられるか。

相田主査代理 SIMカードが偽造され、なりすましが起きる可能性はある。今までは携帯電話事業者のみがIMSIを使用していたので、チェックができていたが、広範囲の用途・事業者に使われるようになれば、チェックが甘くなり、悪用されることも考えられなくはない。

北神番号企画室課長補佐 今回改正を行う電気通信番号規則第8条中に、「国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限り」とある。ITU-T勧告には、消費者、事業者を含めた利用者に混乱が生じないようにするための要件も書かれており、IMSIの番号を事業者に指定する際にITU-T勧告に準拠しているか判断の上で指定することで、消費者保護の観点にも配慮できる。

池田委員 固定電話サービスへのIMSIの使用拡大も重要かと思うが、概要等へ記載しなくてよいか。

酒井主査 電話番号は、利用者がどの線につながっているか、交換機で識別する際に使用する番号であり、その先につながっている端末が何であるか、今までは識別できなかった。IMSIを利用することで、どの端末か識別できるようになる。

河村委員 OAB～J番号を持ったまま、移動することが可能になるということか。例えば東京で03番号を使用していた人が、北海道の固定電話の番号として03番号を利用することが可能になるということか。

一井委員 IMSIは端末である電話機に付与される番号であり、OAB～J

番号とは異なる。東京で使用していた番号を北海道でも使用することは現在でも事業者がシステムを構築すれば、技術的には可能となるが、OAB～J番号は地理的識別性の観点から、それを認めていない。

北神番号企画室課長補佐 IMSIは、ネットワークの中で、端末がどこにあるか位置を把握し、認証するために利用するもので、今までは携帯電話のみに利用されていたが、今回携帯電話以外にも利用可能とする改正を行うもの。

河村委員 今回の改正により、今までは規制や慣例によりできなかったことができるようになってしまうなど、消費者の観点からでもわかりやすく説明してほしい。

相田主査代理 FMCを利用して、自宅の050IP電話にかかってきた電話を携帯電話で受ける際に、例えば父の携帯電話のみ鳴らすような、特定の端末を識別する場合にIMSIを利用することも考えられる。

池田委員 今回の改正はITU-T勧告に沿った形で改正が行われるということか。

山田番号企画室長 そのとおり。

河村委員 IMSIが固定電話でも利用できるようになることで、OAB～J番号の地理識別性が崩される可能性を広げたとするならば、一つの大きな変化かと思う。

一井委員 それはOAB～J番号の運用の仕方であって、端末を識別する番号であるIMSIは関係ないかと思う。

酒井主査 他にご意見はあるだろうか。では、寄せられた意見に対する考え方については、案のとおりで宜しいか。

各委員 了。

3. その他

(山田番号企画室長から、参考資料3に基づき、携帯電話の番号ポータビリティの利用状況を説明。)

相田主査代理 一度番号ポータビリティで移動した人が、もう一度元の事業者に戻した場合も、それぞれカウントした累計か。

山田番号企画室長 そのとおり。

相田主査代理 番号ポータビリティ制度を何度も利用し、事業者を渡り歩いている人もいると思うので、アンケート調査などで番号ポータビリティの利用

回数ごとの利用状況がわかるとよいのではないか。

三友委員 最近番号ポータビリティの利用者が減っているようである。この制度自体に問題があるのではなく、各社とも料金プランや端末販売のビジネスモデル等の変更を行った影響が大きく、事業者を変えにくくなっていると感じる。特に、割引プランの中途解約の際には違約金が発生し、高額である。この委員会のテーマではないが、そのあたりも検討してもらいたいと思っている。

相田主査代理 番号ポータビリティ導入前に各社とも料金プランの見直しを行っているため、あまり意味がないかもしれないが、番号ポータビリティの利用状況と基本料金の推移を関連付けた資料を作成してみるといいかもしれない。

一井委員 毎年3月が多くなっているようだ。

酒井主査 進学や学生から社会人になるタイミングで利用している人が多いのかもしれない。

酒井主査 携帯電話契約数に対して5.6%は、それほど少ないというわけではないと思う。

相田委員 家族割・長期割といった料金サービスがなければ、個人的には、6~7割くらいの携帯電話利用者が利用してもおかしくないのではないと思う。

三友委員 事業者を変えると端末も変えなければならず、端末の価格が5,6万円と高いため、変えづらいのでは。

田原電気通信技術システム課長 端末の買い替えサイクルは、以前は1年程度であったが、最近では2年10か月というデータもある。

一井委員 昔ほど事業者を変えたいという要望は大きくないように思う。

相田委員 iphoneのような面白い端末があると番号ポータビリティを利用する人が多いのかもしれない。

河村委員 ある事業者では、携帯電話のメールをPCへ自動転送出来たが、別の事業者では出来ないといったサービスの違いもあるが、消費者が各社のサービスの細部まで比較するのは難しい。もう少し分かりやすくなると良い。

酒井主査 端末のリサイクルという話もあるが、今まで使用していた端末が大事なので、皆リサイクルしないのだろう。

三友委員 海外では、GSMの場合には契約している携帯電話事業者に関わらず同じ端末を使うことができるので、当たり前のように端末のリサイクル市場がある。

酒井主査 本日の会合はこれで終了としたいと思う。今後のスケジュールにつ

いて、事務局から説明をお願いしたい。

北神番号企画室課長補佐 今後の予定については、11月25日（火）に電気通信事業部会の開催が予定されている。その際、酒井主査より、本日もご検討頂いた内容を、番号委員会の検討結果としてご報告頂く予定。

また、事業部会でご審議頂いた後、特段問題がなければ、同日付で答申を頂く予定となっている。

以上